

ID: 809

担当部署: 地域整備課

処分の概要	公共施設管理者に対する負担金の請求					
法 令 名 根 拠 条 項	都市再開発法 第121条第1項					
法 令 番 号	昭和44年法律第38号					
【基準】						
<p>法第121条の規定による。</p> <p>(公共施設管理者の負担金)</p> <p>第121条 施行者は、市街地再開発事業の施行により整備されることとなる重要な公共施設で政令で定めるものの管理者又は管理者となるべき者に対し、当該公共施設の整備に要する費用の全部又は一部を負担することを求めることができる。</p> <p>2 前項の規定による費用の負担については、あらかじめ、個人施行者、組合又は再開発会社が施行する市街地再開発事業にあつては当該公共施設の管理者又は管理者となるべき者の承認を得、その他の市街地再開発事業にあつては当該公共施設の管理者又は管理者となるべき者と協議し、その者が負担すべき費用の額を事業計画において定めておかなければならぬ。</p>						
備考						
設 定 年 月 日	令和3年7月1日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日			